

横浜居留地における事業所の立地特性

— Directoryの分析から —

乙 部 純 子

- I. はじめに
- II. Directoryについて
 - (1) Directoryの概要
 - (2) Directoryの問題点
- III. Directoryからみた土地利用の動向
 - (1) 地番ごとの土地利用とその継続状況
 - (2) 各業種の立地動向
- IV. おわりに
 - ～横浜居留地における土地利用の特性～

I. はじめに

1858（安政5）年に締結された五カ国条約により、横浜・神戸・長崎・函館・新潟が開港場として、大阪（川口）・東京（築地）が開市場として設定され、これらの開港場・開市場には外国人居留地（以下居留地と呼ぶ）が開設された。居留地は治外法権が認められた日本の中の「外国」であり、西洋化導入の窓口でもあったが、その反面で居留地内の雑業を主として担当した中国人などの居住区も形成され、国際色豊かな独特の市街地区を形成することになった。

従来、こうした居留地内部の土地利用や施設の立地・分布については、さまざまな立場から研究が進められてきた。

外国人貿易商の動向に関しては、ジャーディン・マセソン商会の日本での活動を示した石井寛治¹⁾、グラバー商会のトマス・グラ

バーの多面的な諸活動を明らかにした杉山伸也²⁾など、経済史学の分野から論考がある。またドッドウェル商会の石塚裕道³⁾やイリス商会の向井晃⁴⁾など、社史を中心とした資料紹介がみられる。これらの論考の研究対象となったのは開港後の早い時期に来日した、中国など他の開港場にも拠点をもつような大規模な商社であり、その立地は海岸部に近接し、定着的であったことを示している。これらの貿易商の中には外国領事館に属する職を兼務する場合もみられることから、居留地での領事館のあり方の一端を示している。

近代産業の形成と展開に関して、立協和夫⁵⁾はDirectoryから外国銀行を抽出し、その立地や日本への進出時期を明らかにした。中山千代⁶⁾もDirectoryを用いテーラーやドレスメーカーを抽出し、洋服業の形成過程を論じた。このほか、ホテルの澤護⁷⁾、印刷業の伊藤泉美⁸⁾、酪農の斎藤多喜夫⁹⁾などの論考があり、それぞれの分野での居留地における基礎的情報を蓄積した。またビールの普及過程について論じる麒麟麦酒株式会社¹⁰⁾では、工場などの比較的広い土地を必要とする施設が居留地内の周辺の位置にあったことを示した。さらにテニスやボートなどの各種スポーツの普及に関する論考¹¹⁾では、クラブに属する人々の社会的身分の高さを指摘し、スポーツを行う場となる公園や活動拠点が山手地区に多くみられたことを示している。

中国人の居住区に関して、伊藤泉美¹²⁾は1870年代後半に中国人地区が形成されすでに過密に至っていたこと、山下清海¹³⁾は中国人と欧米人の間にはすみわけがみられたことをそれぞれ示した。村田明久¹⁴⁾は各居留地の税関や公園、街路などの分布を比較分析し、その内部構成のあり方が後の都市化の過程に影響を与えていったことを示唆した。

また、こうした居留地を核として近代都市化を果たした、神戸や横浜の市街地形成史については、尹正淑¹⁵⁾や横浜市企画調整局¹⁶⁾らの研究がある。さらに、横浜と神戸の居留地内部の空間構造を比較しつつ論じた藤岡ひろ子¹⁷⁾は、中国人居住区をも含めて居留地内部に一定の空間的な土地利用分化が存在したと述べ、この問題に一つの展望を示した。

しかし、これらの成果はいまだ概略的な分析に終始しており、それぞれの居留地に関する土地利用の微細な分析にまでは及んでいないように思われる。筆者は先に横浜居留地を事例として、絵図史料を用いて居留地内部の土地利用や景観の特質を分析し、居留地内部の建物の構造から、基本的に事業所と居住スペースが未分離な状態にあったことを示した。そしてこれらの土地利用および景観がどのように形成されてきたのか、そのプロセスを検討することの必要性を指摘した¹⁸⁾。

これまでの研究成果を踏まえ、本研究では居留地における個別の区画での土地利用を通時的に把握し、業種ごとの立地特性を明らかにすることで、居留地の空間構造の一端を説明することを目的とする。

研究対象地域としては、以下の理由により横浜を取り上げた(図1)。

日本に設けられた居留地は画一的なものではなく、居留地ごとには法制度や形態、開港時期などで大きな差異があった。開港場における居留地の立地をみると、従来から港町として栄えていた長崎や函館、新潟では母都市に近接して居留地が設置されたのに対し、横

浜と神戸では街道や従来の都市から外れた村に開港場を置き、居留地を設営した。歴史的背景をもたない都市が、新たにつくられたのである。開港の実施時期をみると、横浜、長崎、函館では1859年の条約どおりであったのに対し、神戸や大阪では尊王攘夷運動と国内の動乱のために、条約期日より5年延期した1868年となった。横浜は日本における最も早い時期の開港場のひとつとして、雑居地をもたない居留地を形成した。一方神戸は、横浜より9年遅れて開港し、雑居地を合わせもった居留地を形成した。神戸では、横浜における居留地形成を先例とし、あるいは悪例としながら、「極東のモデル居留地」といわれるような居留地を形成していった。横浜は、開港が時期的に早く、歴史的背景をもたない新しい都市であり、面積においても、貿易の規模においても、日本で最大の開港場であったという点で、他の開港場および都市の近代化にとって影響力が大きいとみなされる。よって、本研究の対象地域として横浜を取り上げることは適当であろう。

ところで横浜では、居留地という特殊な環境において日本側が把握していた統一的な資料は限定されていたことに加え、関東大震災や空襲により多くの資料が焼失したために、居留地の状態を知りうる有効な資料は極めて少ない。こうした資料的制約の中で、居留地内部の土地利用や事業所・居住者に関する最も詳細な基礎資料は、いくつかの先行研究でも活用されているDirectoryである。

本研究ではこの記載内容に基づき、分析・検討を進めていくこととする。

Ⅱ. Directory について

(1) Directory の概要

Directory は、戦前に横浜、神戸、長崎や香港などの開港場で発行されていた東アジア地域の開港都市を対象とした、英文の人名録

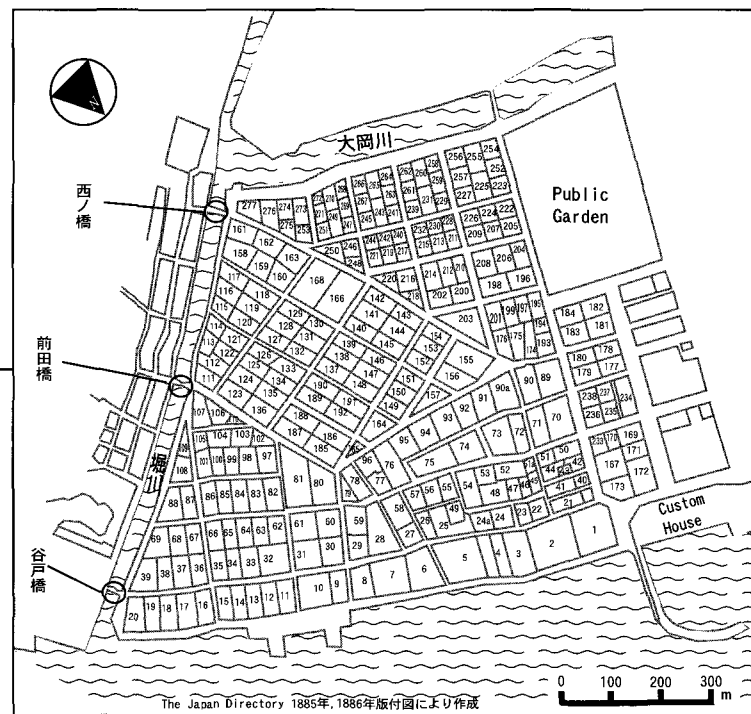
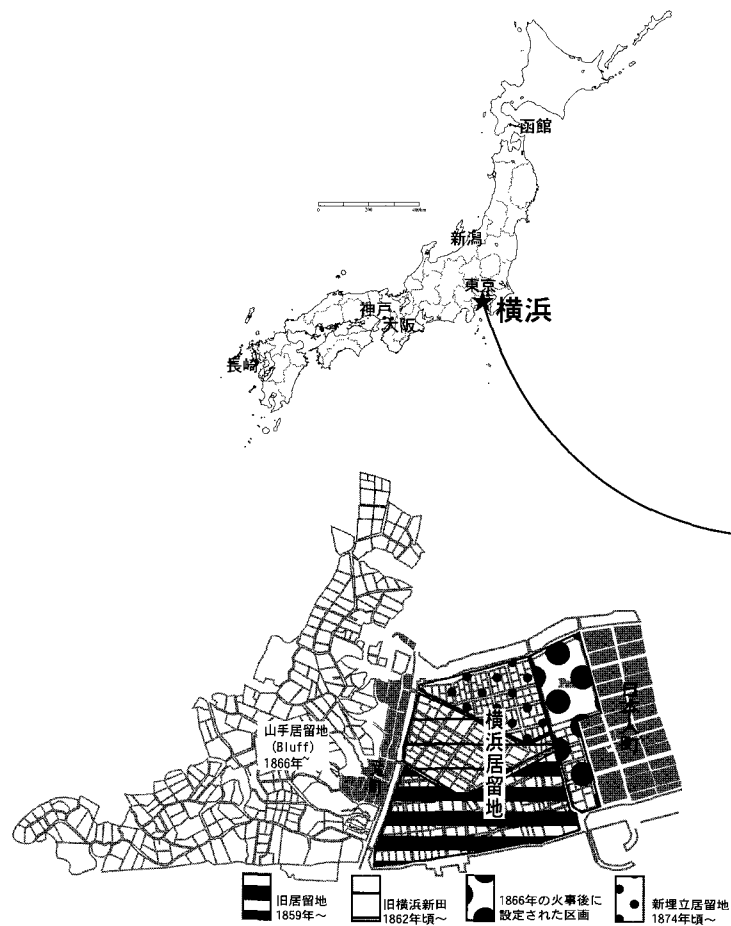


図1 研究対象地域（横浜外国人居住地の概要）

である。発行社・発行年によりタイトルや、対象とされた都市は同一ではないが、1861～1941年まで毎年のDirectoryの存在が確認されている¹⁹⁾。Directoryには、各地の公的機関、各国領事館、商社などのリストと地番、所属する人物名とその役職、広告などの情報が記載されていた。通常毎年1月に発行され、記載事項は前年の情報に基づいている。記載された情報は、あくまでもその場所での、実際の利用者について示しており、必ずしも本来の借地人と同一ではない。

Directoryの発行目的について明言している箇所は、管見の限り見当たらない。参考までに、発行社の広告にある文言をみると、公官庁や貿易に関わる商人などがDirectoryを利用していることを示し、広告を掲載することの宣伝効果の高さをうたっている²⁰⁾。発行目的として、欧米系事業者が開港場で取引するために、有用な情報を提供しようとしていたことがうかがえる。

Directoryの資料的価値は1970年代後半か

ら認められ、いくつかの研究蓄積がみられるが、その研究動向を大別すると、①通時的資料として経年変化をたどるもの、②任意の1年を取り上げ、いわゆる「時の断面」における居留地の状態を分析するものと二分できる。

前者の観点からの論考として、Directoryの所在調査に携わった立脇和夫²¹⁾、中山千代²²⁾のほか、伊藤泉美²³⁾、澤護²⁴⁾、尹正淑²⁵⁾、横浜開港資料館²⁶⁾による研究が挙げられる。また堀田暁生・西口忠編²⁷⁾は個人情報をもとに、大阪川口居留地における居留者名簿を作成している。これらの各研究では特定の業種や集団、個人に焦点を当て、Directoryから必要なデータを限定的に抽出している。

これに対し、後者の観点からの研究は管見の限り極めて少ないが、藤岡ひろ子²⁸⁾の研究が挙げられよう。しかし藤岡が分析した1885年のDirectoryから、その土地利用について筆者が作成した図2によると、旧居留地では貿易関連商社が卓越したように見えるものの、さまざまな土地利用が混在している。

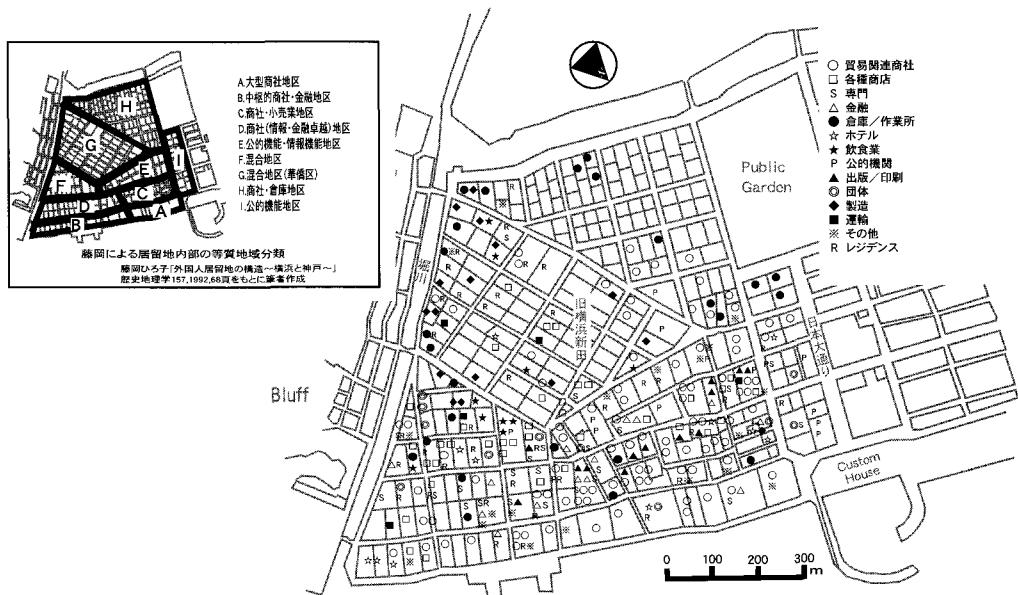


図2 1885年のDirectoryによる土地利用状況

また当該年の Directory では、記載のみられない地番が散見されるのである。

このように、居住者や土地利用に関するデータが長期間にわたり得られる Directory は、多様な分野の研究において利用され、検討されてきた。しかしいずれにおいても、Directory の資料としての信頼性・有効性の吟味をすることなく、分析対象として特定個人・事業所を限定的に、あるいは対象期間そのものを限定的に利用しているため、包括的・経年的に分析する視角は、「経年的に分析しても、静態構造の巨視的な変化をつかめるだけである」²⁹⁾ と言のもと欠如してきた。しかしながら Directory に対する信頼性・有効性に関する検討を欠いたままで、このような判断をするのは早計であろう。少なくともミクロスケールにおいて、通時的に事業所の立地特性を把握するには有用であると考えられる。

以下次節において、Directory の問題点について検討する。

(2) Directory の問題点

Directory において、地番に関する情報が得られるようになるのは、1868年発行の“The Chronicle and Directory For China, Japan

& Phillippines” からであり、以後踏襲される。これ以降居留地撤廃の1899年の状況を記載した1900年発行の“The Japan Directory”までの33年間に毎年発行された33編を分析対象とした（表1）。基本的に横浜で継続的に発行された Japan Gazette 社の Directory を用いたが、現存しない年に関しては、ゆまに書房刊行の『JAPAN DIRECTORY 幕末明治在日外国人機関名鑑』（1997）において代用されている Japan Herald 社、Daily Press 社および China Mail 社発行の各 Directory により補完した。これら33編の Directory から事業所名・事業内容・従業員名とともに、その所在地に関する情報を抽出した結果、全277区画に対し、33年分の累計で約4万件のデータが収集された。なお事業内容に関しては、1867年度版“The China Directory”における28種の職業分類、1886年刊行の『日本絵入商人録』付録の Directory に掲載された85の職種の日本語訳を参考に、居留地の実情を加味した上³⁰⁾で行った職業分類に基づき、表2に示す。15区分に分類をした。

この結果、以下の問題点が明らかになった。

- 香港で発行された Directory には掲載されない地番がある。
- 当該期間の Directory において、一定期

表1 分析対象のDirectory

年	タイトル	発行社	発行場所
1868 ↓ 1869	The Chronicle and Directory For China, Japan & Phillippines	“Daily Press”	香港
1870	“Japan Herald” Directory Hong List For Yokohama	“Japan Herald”	横浜
1871	The Chronicle and Directory For China, Japan & Phillippines	“Daily Press”	香港
1872	“Japan Gazette” Hong List and Directory	“Japan Gazette”	横浜
1873 ↓ 1874	The China Directory	“China Mail”	香港
1875 ↓ 1878	The Japan Gazette Hong List and Directory	“Japan Gazette”	横浜
1879 ↓ 1900	The Japan Directory	“Japan Gazette”	横浜

表2 横浜居留地における業種分類

業種別	備 考
貿易関連商社	輸出入に関わるもの
各種商店	パン屋、靴屋、洋服店、家具店など
専門	弁護士、医師、法律家、技師など
金融関連	銀行、両替、保険など
倉庫・作業所	茶再製場を含む
ホテル	Inn（イン）は含まない
飲食業	Inn（イン）を含む
公的機関	外国公館、消防施設など
出版・印刷	製本、新聞を含む
団体	学校、クラブ、宗教団体など
製造関連	土木、鉄工などを含む
運輸	馬車、運搬、荷揚げなど
病院	
その他	Chineseを含む
レジデンス	Private Residence と注記されるもの

注) 上記の職業分類は1869年発行の The China Directory の分類と日本絵入商人録に記載される職業や事業内容の85種の英訳を参考に、Directory での傾向を加味した上で、筆者が独自に分類したものである。

間、何の記載もなくなる地番がある。

c. 1870年の Directory に記される地番変更が、1871～74年の間の Directory に反映されていない場合がある。

a, b について、ともに編集者の編集方針によるものである。

a について、横浜で発行された横浜居留地に関する事項を記載する Directory は地番順に掲載し、別にアルファベット順のリストを掲載するため、地番の記載もれはない。一方香港で発行された Directory ではアルファベット順での掲載のみである。ゆえに Directory に記載されない地番が出てくるが、これが使用されずに空いている地番なのか、Directory の編集者が記載する必要がないと判断したものかが不明瞭である。

b について、横浜で発行された Directory では土地利用がない地番に対し、“Unoccupied” や “Vacant” という表記がなされるが、これとは別にこれらの記載なく何も記されない場合がある。表3では、記載事項の有無を確認し、未記載の年をもつ地番を1877（明治

10）年から5年ごとに示した。表中 D の新埋立居留地においては、多くの地番で継続的に記載事項がない×印や地番の記載自体がない△印がみられるが、年を追うごとにその数は減少している。これは1874年にほぼ完成した新埋立居留地が、第三回地所規則に基づき競貸³¹⁾が行われたものの、すぐには土地利用が進まなかったことを示している。これに対し、表中 C の旧横浜新田では1880年代に×印で示した記載事項のない地番がみられる。空白期前後の年度には“Chinese”とだけ記されるものや中国系と判断できる事業所がみられる。新埋立居留地の場合とは異なり、空白期以前の土地利用があるにもかかわらず、一定期間記載がなくなっている。これは Directory の編集者が、記載の必要性がないと恣意的に判断した事項を除外したため、と考えることができる。中国人に関係する地番や記載に対し、慎重に検討する必要がある。

c について、1870年の Directory 上に地番変更についての“NOTE”が記載されている。これによると、旧横浜新田の本村通り側の166番から173番は、185番から192番に変更するとある³²⁾。しかし1870年の Directory では、この地番変更が反映されずに、旧地番のまま作成されている。すべてが新地番によって記されるのは、Japan Gazette 社による1875年の Directory 以降であり、1871～74年の間の Directory、特に香港で発行された Directory については注意を払わねばならない。例えば169（新188）番に関しては、記載内容から判断すると1874年まで旧地番によって記載されていた可能性が強い³³⁾。

上記の他、誤植や記載ミス、明らかな地番の間違いがみられるため、分析していく過程で適宜修正していく必要がある。

以上の問題点を踏まえた上で、Ⅲ章以下で Directory を活用した分析を行い、本研究を今後の Directory を用いた研究の試金石としたい。

表3 記載事項のない地番とその5年ごとの変化

	記載事項がみられない 年がある地番	1877	1882	1887	1892	1897
A	14		×	×		
A	17				×	×
A	23			×		
A	30		×			
A	44			×		
A	45			×		
A	55					×
A	65			×		
A	68				×	
A	74			×		
A	96			×		
A	97			×		
A	102			×	×	
A	104			×	×	
A	107		×			
A	110					×

B	169	×	×	×	×	
B	170					×
B	173		×	×	×	×
B	233	×				
B	236		×	×		
B	237		×	×		

C	119			×		
C	122		×			×
C	123		×	×	×	×
C	124			×		
C	125			×	×	
C	126		×	×		
C	130		×	×		
C	131		×	×	×	
C	132		×	×		
C	134				×	
C	135		×			
C	136			×		
C	137			×		
C	138			×		
C	139			×	×	
C	141		×	×	×	
C	142		×			
C	144		×	×		
C	145	×		×		
C	146		×			
C	147		×			
C	148		×			
C	149		×			
C	150		×	×		
C	151		×	×		
C	152		×	×		
C	156		×			
C	158			×		
C	185		×	×		
C	186				×	
C	189		×			
C	190	×				
C	191		×	×	×	
C	192	×	×			

A：旧居留地 B：1866年以後の区画
C：旧横浜新田 D：新埋立居留地を示す

×	：記載事項なし
△	：地番の記載なし

	記載事項がみられない 年がある地番	1877	1882	1887	1892	1897
D	174				×	
D	193	×	×			
D	194	×				
D	195	×				
D	196		×			
D	197	×	×	×	×	
D	199	×				
D	201		×	×		
D	203	×	×			
D	204	×	×		×	
D	205	×	×	×		
D	206	×	×			
D	207	×	×		×	
D	208	×	×			
D	209	×	×	×		
D	210	×	×			
D	211	×	×			
D	212	×	×			
D	213	×	×	×		
D	214	×	×			
D	215	×	×	×		
D	216	×	×	×		
D	217	×	×	×	×	
D	218	×	×			
D	219	×	×	×		
D	220	×	×	×	×	
D	221	×	×	×		
D	222	×	×	×		
D	223	×	×	×	×	
D	224	×	×	×		
D	225	×	×			
D	226	×	×	×		
D	227	×	×	×		
D	228		×	×		
D	229	×	×	×		
D	230	×	×	×		
D	231	×	×	×	×	
D	232		×	×		
D	239	△	×	×		
D	242	△			×	
D	243	△			×	
D	244	△	×	×		
D	245	△	×		×	
D	246	△	×	×		
D	247	△	×	×		
D	248	△	×	×		
D	249	△	×		×	
D	250	△	×	×		×
D	251	△	×			
D	252	△	×	×	×	
D	253	△	×			
D	254	△	×	×		
D	255	△	×	×		
D	256	△	×	×		
D	257	△	×	×		
D	258	△	×		×	
D	259	△	×	×	×	
D	260	△	×	×		
D	261	△	×	×		
D	262	△	×	×		
D	267	△	×			
D	268	△	×	×		
D	269	△	×	×		
D	270	△	×	×		
D	271	△	×	×		
D	272	△	×	×	×	
D	273	△	×			
D	274	△	×	×		
D	275	△	×		×	

Ⅲ. Directoryからみた土地利用の動向

(1) 地番ごとの土地利用とその継続状況

居留地内部277区画における土地利用の定着性に注目すると、

A. 一つの事業所が20年以上継続し、かつ同地番に立地する事業所が5件以内のもの
A' . 空白期があるが空白期後の土地利用が定着しているもの

のような定着性が高い区画と、

B. 同一地番に6件以上の事業所が立地するもの

B' . 空白期がみられ、かつ6件以上の土地利用がみられるもの

のように定着性が低い区画とに大別できる(図3)。

A は35ヶ所 (12.6%) で更に、新埋立居留地にみられる A' , 59ヶ所 (21.3%) を合わせると、定着性が高い地番は全277区画中で94ヶ所 (33.9%) あった。

これに対し、B は124ヶ所 (44.8%) であった。また B' は45ヶ所 (16.2%) であり、両者を合わせると全277区画中で169ヶ所 (61.0%) となる。定着性の低い地番は、全体の6割以上を占めていた。

定着性の高低により土地利用と継続状況がどう異なるのか、面積が500坪前後の地番を例にとり、図4に示した。

同一人または同一事業所による継続的な土地利用が行われる、定着性の高いAのタイプは、バンド³⁴⁾の15番でみられる。ここでは英系汽船会社“Peninsular and Oriental Steam Navigation Company”が継続して立地する。土地利用が定着するこのタイプは、1番に位置した英系商社“Jardine Matheson & Co.”³⁵⁾、2番の米系商社“Walsh, Hall & Co.”³⁶⁾など、香港や上海で居留地貿易を経験している商社や商船会社にみられる。当タイプは、主に旧居留地、中でもバンドに集中している。

空白期があるものの、空白期以後の土地利

用が定着的な A' は、198番でみられるようなタイプである。新埋立居留地にみられ、その事業内容は貿易関連商社のほか、倉庫や作業所となっている場合が多い。

これに対し、同一地番に多様な事業所が多数立地する定着性の低い B は、本町通りに面した72番にみられる。ここでは、当該期間に27件が入れ替わり立地する。個々の事業所の継続年数は短いものが多く、業種は貿易関連商社や各種商店、倉庫・作業所など、多岐にわたっている。

同一の地番内に多様な事業所が立地し、かつ空白期がみられる B' は145番のようなタイプである。145番では1883～89年の間、土地利用に関する記載はない。空白期前後の土地利用をみると、1882年は「公的機関」である中国領事館が、1890年には図中「団体」と示される“Chinese Club”が掲載されている。

以上のように、居留地では A や A' のように定着的に立地した事業所がみられるとはいえ、むしろ多くの事業所は B や B' のごとく継続年数の短い、小規模なものであったことがわかる。同一の地番に同時に複数の事業所がみられ、多様な業種が入り交じっていた。また年により、事業所が頻繁に入れ替わっていた状況がうかがえる。

(2) 各業種の立地動向

本節では各業種ごとに事業所の立地動向を検討する。居留地での最大業種である貿易関連業と、貿易によって生じる通貨調整を担う金融関連業、居留民に対するサービスを提供した各種商店、立地によって近隣の土地利用に影響を与えると想定される倉庫・作業所と製造関連業の、それぞれの立地動向について検討する。

①貿易関連商社

輸出入に関わる取引を中心に行う事業所を貿易関連商社とし、検討する。貿易関連商社

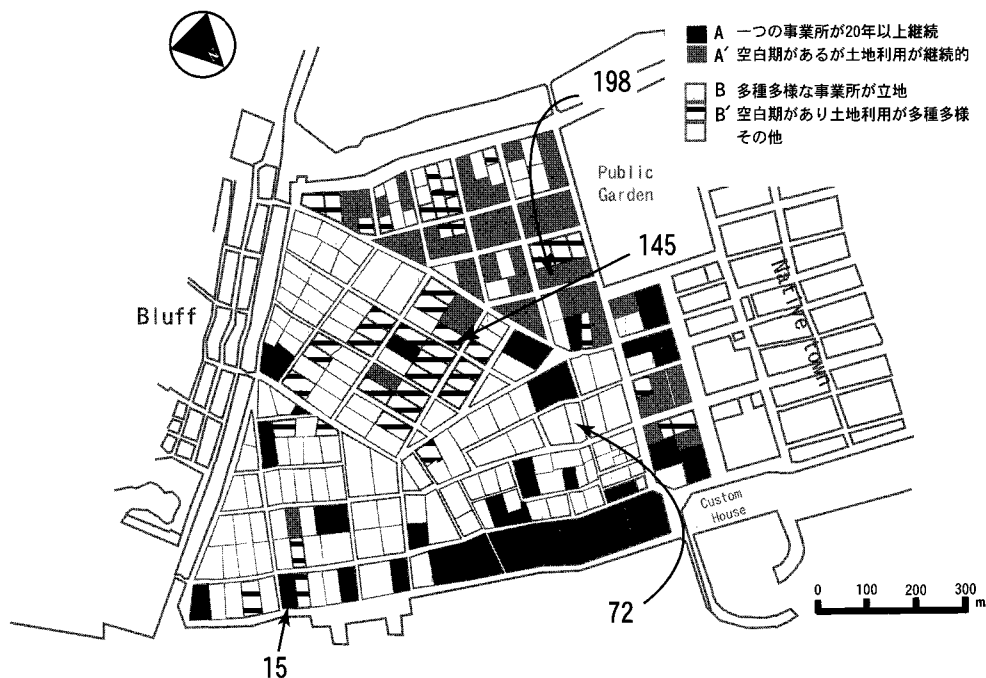
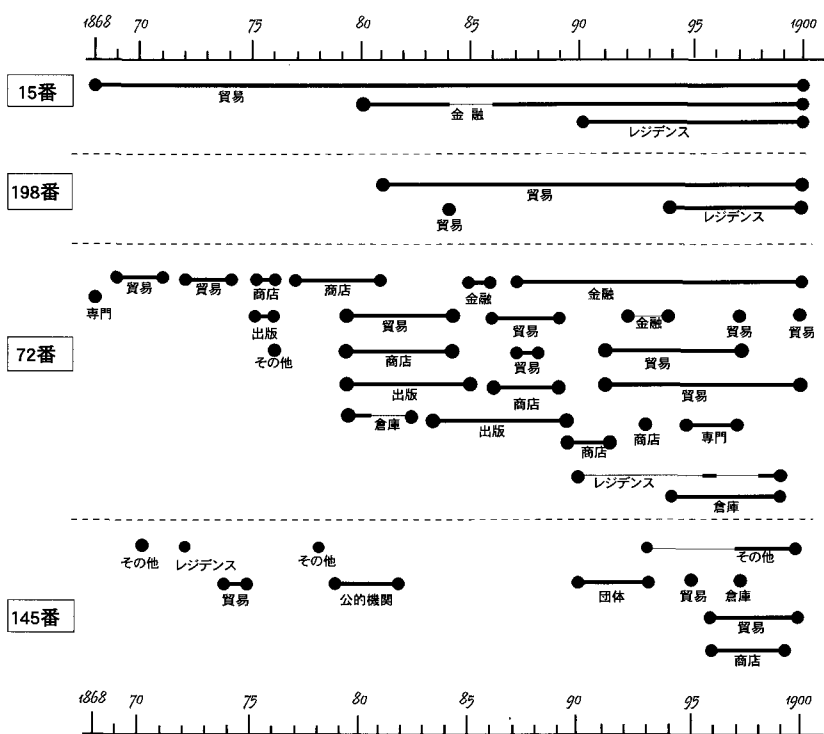


図3 地番ごとにみた土地利用の継続状態 (1868~1900年)



注：貿易＝貿易関連業、出版＝出版・印刷業、商店＝各種商店、倉庫＝倉庫・作業所
 細線は掲載されていない年を示す。表1のDirectoryをもとに筆者作成。坪数は1874(明治7)年
 「外国人へ賃地取調概表 横浜」(『神奈川県史料第7巻』21～40頁所収)による。

図4 地番別にみた土地利用の継続状況

は居留人口の少ない領事館の業務を担うこともあり³⁷⁾、また居留地における他の業務機能とも密接に関連していると想定されるため、貿易関連商社の立地動向を分析することは重要な意味をもつ。

対象期間において、事業所名および事業内容から貿易関連商社と判断されるものは806件あり、同一地番で一貫して同一の商社が立地したのは、以下の4件のみであった(図5)。

1番：Jardine, Matheson & Co.

2番：Walsh, Hall & Co.

54番：Illies & Co.³⁸⁾

90a番：Siber & Brenwald

同一地番に二件以上の貿易関連商社が常に立地するのは、旧居留地を中心としたエリアであり、バンドや水町通り、本町通りと本村通りの旧居留地側である。年を経るごとに貿易関連商社の数は増加し、1890年代以降は新埋立居留地や加賀町通り沿いの、別の土地利用であった地番に次々と貿易関連商社がみられるようになり、分布する範囲を広げている。しかし個々の事業所の規模は小さく、ま

た存続年数も短い。例えば、水町通りと本町通りに面した28番では、貿易関連商社は当該期間に21件みられる。また本町通りと薩摩町通りの角に位置する70番では、貿易関連商社は27件みられる(図6)。ともに2筋の名のある通りに面し、千坪を超える面積をもつ区画であり、貿易関連商社が継続的に立地する地番である。図6によると28番の“The American Trading Co.”、70番の“Carl Rohde & Co.”³⁹⁾や“Flint Kilby & Co.”⁴⁰⁾などのように、存続年数の長い事業所がみられる一方で、その他の事業所では存続年数は短く、特に1～2年しか記載されない事業所が多くみられる、という特徴があった。

以上のように、ごく一部の規模の大きな商社を除く貿易関連商社では、一つの地番における存続年数が概して短い。中小規模の商社が、同一箇所でも継続的に営業していくことの難しさがうかがえる。その理由として、居留地貿易のシステム⁴¹⁾に中小事業者が参入することが難しかったこと、他のアジア地域で居留地貿易を経験せずに、あるいは失敗した

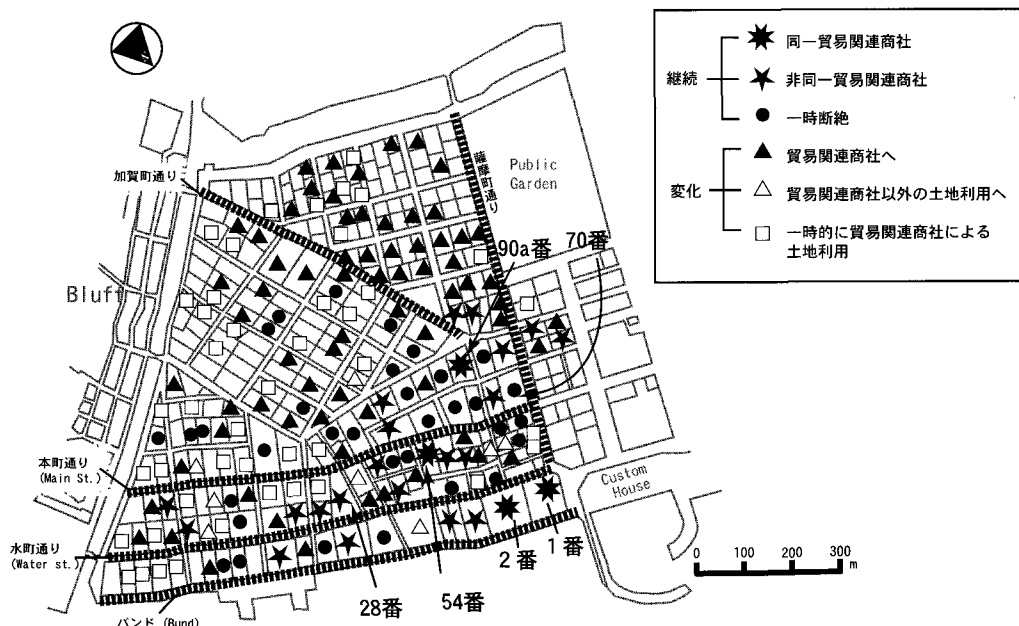


図5 1868～1900年の Directory からみた貿易関連商社の立地動向

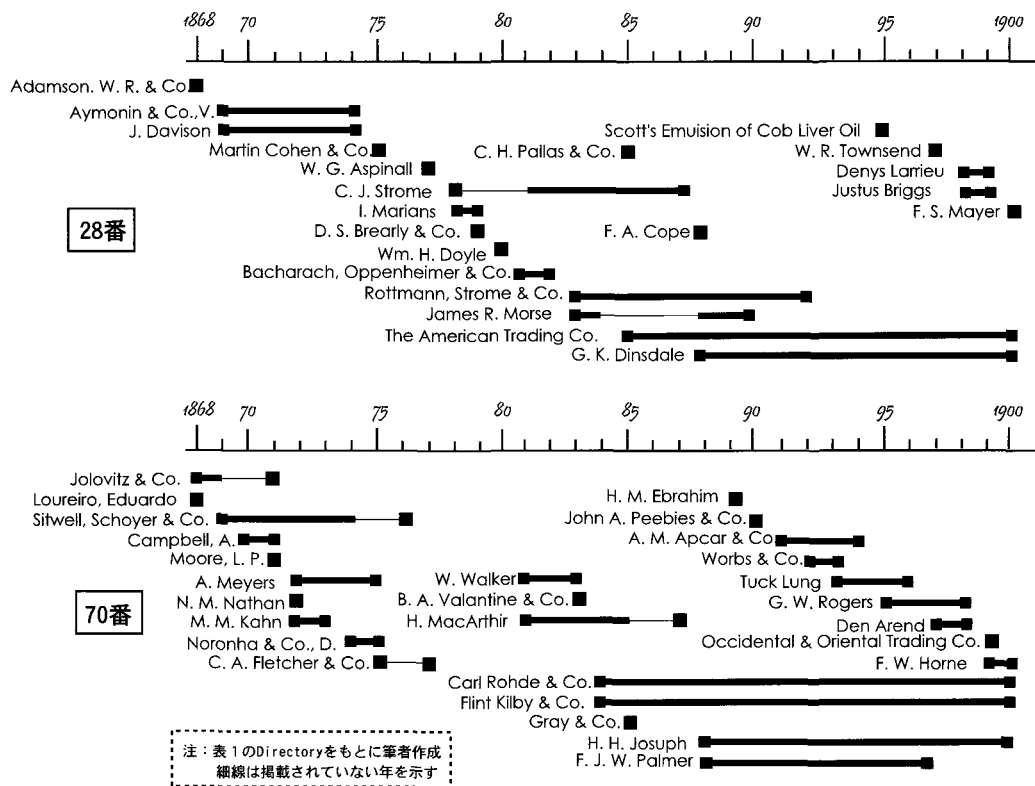


図6 28番と70番における貿易関連商社の継続状況

後に、日本で一旗あげようとした山師的な性格の外国人がいたこと⁴²⁾が考えられるが、はっきりしたことは現時点では分からない⁴³⁾。

②金融関連業

金融関連業は、43区画の地番において157件存在した（図7）。このうち金融関連業としての土地利用が一貫していたのは78番のみで、1868～90年は“Chartered Mercantile Bank”⁴⁴⁾、86年からは“Chartered Bank”⁴⁵⁾がDirectoryに収録されていた。

“Chartered Bank”と並んで居留地の大銀行と呼ばれた“Hongkong & Shanghai Bank”⁴⁶⁾は、1868～88年に62番で、88年からは2番で収録された。

11番に収録された“Oriental Bank”は、1875～76年には“Hongkong & Shanghai Bank”

と並ぶ大銀行といわれたものの、以後はその勢力を失い、92年以降はDirectoryへの記載はない。

金融関連業は旧居留地に分布しており、上記のような銀行を除いては存続年数が短い、という傾向がみられる。特に両替商の存続年数は短く、他の土地利用と並立している場合が多い。また両替商には中国人が多くみられ、彼らがDirectoryに収録される年数は1～2年となっており、欧米系のそれに比べ更に短いという傾向があった。

③各種商店

各種商店は、当該期間中82区画の地番において546件であったが、そのうちの44.9%の245件が1年のみ、18.5%の101件が2年の記載であり、同一地番での存続年数が極めて短かった⁴⁷⁾（図8）。

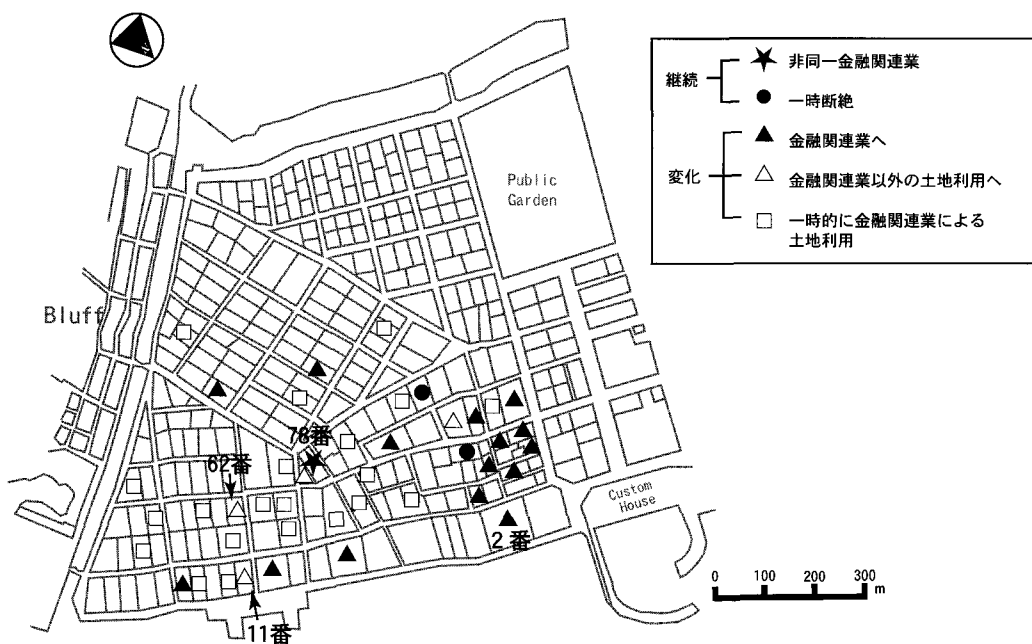


図7 1868～1900年の Directory からみた金融関連業の立地動向

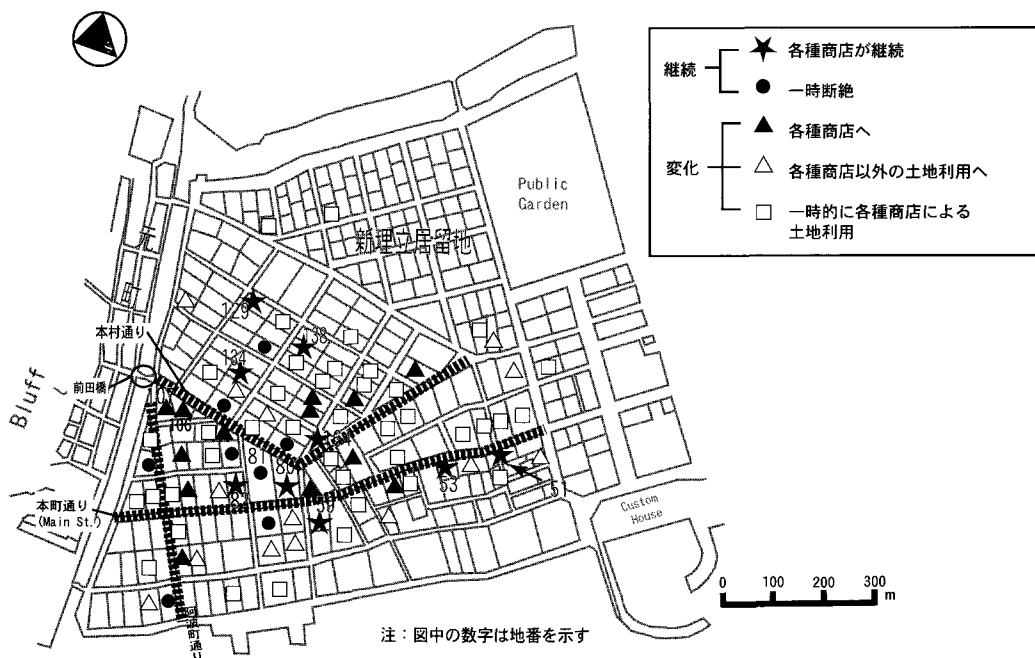


図8 1868～1900年の Directory からみた各種商店の立地動向

常に各種商店が立地するのは、51, 53, 59, 80, 82, 129, 134, 138, 164番で、本町通り沿いの51, 53, 59, 80番では存続年数の長い服飾関連の商店がみられた。旧横浜新田の129, 134番はパン屋であり、ともに20年以上存続する。164番では中国系の服飾関連業がみられ、この地番とその周辺の地番では中国系の記載がみられた。ただしその存続年数は長いものではない。

以上の各種商店が常に立地する地番では、同一地番に他の商店や他の業種の複数の土地利用がみられた。一時的に各種商店の土地利用になった地番が多くみられるが、多くはある程度継続して商店がみられる地番か、その周辺に位置しており、新埋立居留地ではほとんどみられない。各種商店が立地するのは、各種商店としての土地利用がある程度定着している地番にみられることが推測される。

そこで1～2年のみの各種商店が多くあった中では比較的存続したとみなされる、5年以上継続した各種商店を対象に、営業内容と立地した地番を1870年代、1880年代、1890年代に分け示すことにより、立地傾向を確認した(図9)。5年以上継続した各種商店は、全体の約20%、108件であった。

a) 1870年代

本町通り51, 52番とその周辺にテーラーや美容院など、服飾・美容関連の各種商店がみられる。80番には中国系テーラーの“Cock eye”があり、同地番には時計屋・宝石商などの服飾・美容関連の商店、隣接する81番にはパン屋が位置している。旧横浜新田では129番のパン屋の他、食品関連の商店がみられる。雑貨商は、旧居留地に散在しており、全体的にみても各種商店の立地は旧居留地を中心に分布しており、本町通りに沿っている様子がうかがえる。

b) 1880年代

51, 52番での各種商店が減少し、ここでは各種商店以外での土地利用が進んでいく。一

方、80番では継続して服飾・美容関連の各種商店の立地がみられ、隣接する81番では食品関連の商店がみられる。堀川に近い阿波町通りや旧横浜新田には、清涼飲料水やパン屋などの食品関係の商店が立地する。1880年代は、本町通り沿いの各種商店が減少する一方、旧横浜新田での立地が増加したのである。

c) 1890年代

本村通りの前田橋付近には家具屋やテーラー、これに続く本村通り沿いには美容院、ドレスメーカーなどの服飾・美容関連の各種商店が多く立地するようになる。前田橋に近い106番では1891年から中国人経営の家具、藤製品などを扱う商店や、テーラー、パン屋がみられ、それぞれが定着する傾向にあった。106番は隣接する107番とともに、1897年以降に日本人経営の商店の立地も確認される。一方、1870年代に服飾・美容関連の各種商店が多数立地した本町通りでは、各種商店の立地が減少し、替わって貿易関連や出版などでの土地利用が進む。1890年代になると、各種商店は本村通り沿いに多くみられるようになったのである。

以上から当該期間中、各種商店の立地は、本町通り沿いから本村通り沿いへと推移していったことが明らかになった。山手居留地や日本人が居住地を構えていた元町にアクセスしやすい本村通り沿いに、次第に各種商店が立地するようになっていったと考えられる。山手居留地や元町の存在が、各種商店の立地に影響を与えていたのではなかろうか⁴⁸⁾。旧横浜新田やその周辺で各種商店を経営していたのは、中国系が多く、日本人の存在もみられた。またこれらの各種商店が立地する周辺では、小規模の居酒屋などの、酒を提供する場を多く確認できる。旧横浜新田内の各種商店やその周辺には、中国系の存在が多く認められたが、欧米人系の各種商店に比べ記載は少なく、詳細な立地状況は不明であ

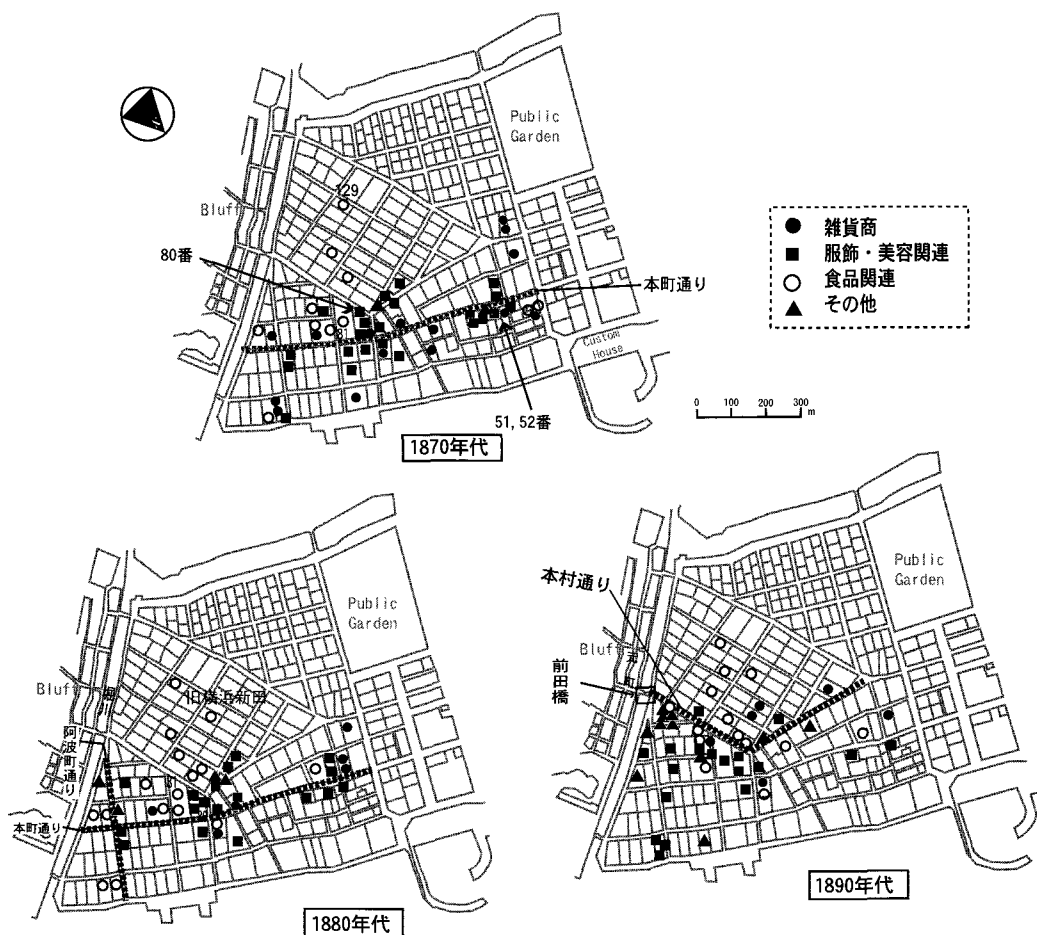


図9 5年以上立地した各種商店の年代別分布

る。これは先に述べたように、Directory が欧米系の居住者を対象に発行されていたものであり、直接関わりのないものに対しては Directory の編者の関心が薄かったためである。したがって旧横浜新田の各種商店は、欧米人向けでない、中国人や社会的身分の低い人々に対するサービスであり、Directory には掲載されない各種商店も多く存在した、と推測することができる。

④倉庫・作業所

倉庫・作業所は、132区画の地番において195件であった（図10）。

21番では1番に位置した“Jardine, Mathe-

son & Co.”の倉庫が存続した。111, 112番では米海軍の物置場として1874年まで使用された後、石炭置場として利用された。また107, 117, 118番の堀川沿いの地番で、石炭置場が記載されている。

1874年ごろに土地の整備が完了した新埋立居留地では、貿易関連商社に付属する多くの倉庫・作業所が認められた。貿易関連商社にはオフィスと倉庫・作業所をともにこのエリアにおく場合と、旧居留地にオフィスをおき、倉庫などを新埋立居留地におく場合の2通りがみられた。

旧居留地では堀川に近いエリアに倉庫・作業所がみられるが、ここでは家具やオルガ

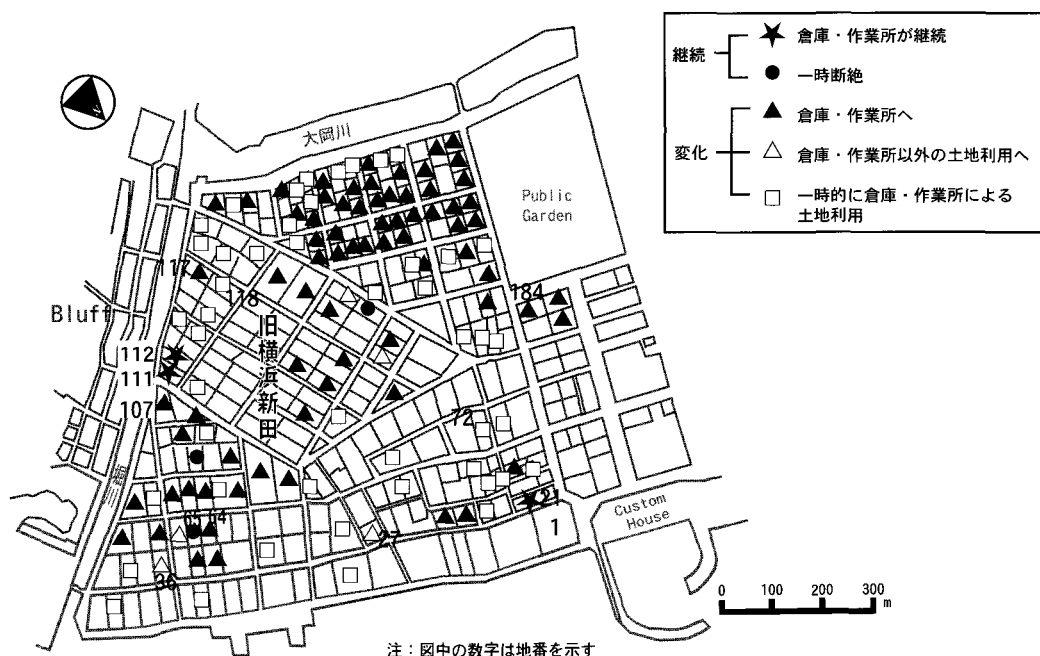


図10 1868～1900年の Directory からみた倉庫・作業所の立地動向

ン、ピアノの置場として利用されている。その他の旧居留地でみられるのは、骨董品や時計の倉庫として利用されており、同一地番には他の土地利用もみられるため、一角だけを一時的に倉庫として利用していたものと考えられる。

茶精製場として収録された27, 36, 72番は、貿易関連商社へと土地利用が変化した。64, 65, 184番や新埋立居留地では茶精製場が存続している。

以上の動向から、倉庫・作業所として利用されたものは、用途別に分化していく傾向がみられた。すなわち、貿易関連商社に付属する倉庫や茶精製場は新埋立居留地や堀川沿い、家具や楽器などの置き場は旧居留地の堀川沿い、石炭置き場は旧横浜新田の堀川沿いという立地・集積の傾向があった。全体的にみて、倉庫・作業所の立地は、居留地の周辺部に位置するようになったといえよう。

⑤製造関連業

製造関連業は、60区画の地番において167件であった(図11)。

一貫して製造関連業としての土地利用があった区画はみられなかったが、途中で別の土地利用がされたが比較的製造関連業が存続した地番は107, 115, 116, 136番で、いずれも堀川に近い場所に位置する。一方、製造関連業になった地番も堀川沿いにみられた。別の土地利用に変わった地番は旧横浜新田でみられ、その時期は1870年代前半であった。また一時的に製造関連業が立地した地番は、旧横浜新田北側と旧居留地に散在しており、その収録期間は概して短いものであった。

製造関連業では多くの中国人が収録される。1870年前後に、81番や136, 147, 148, 165番で、中国系の大工や塗装工の名がみられた。1872～80年、本村通り沿いの102番では、中国人大工“For Sing”が収録され、彼は81年から隣接する103番に移動している。

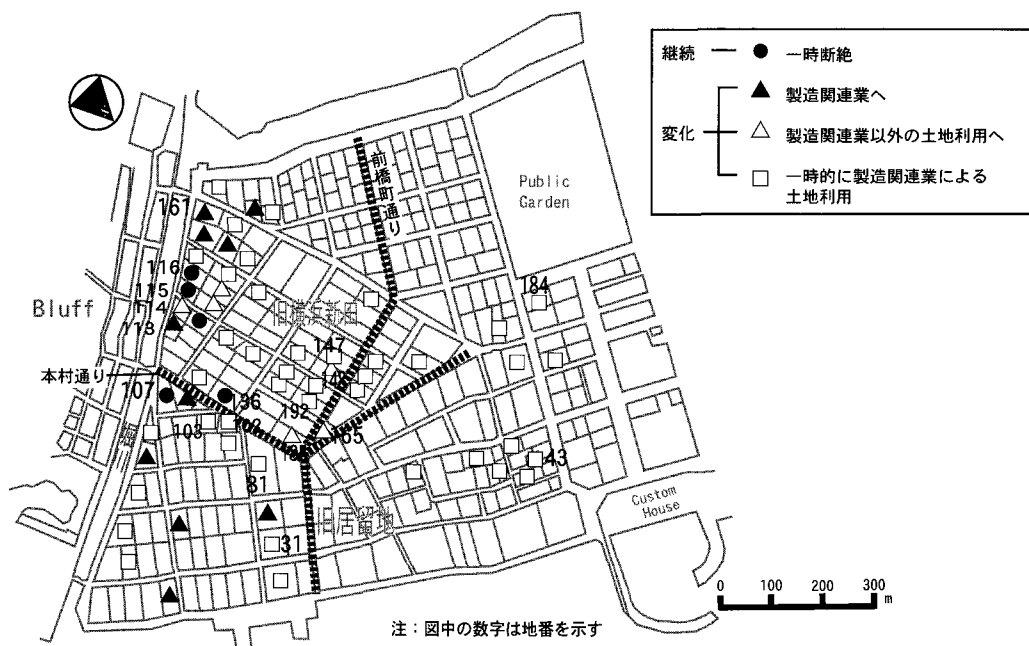


図11 1868～1900年の Directory からみた製造関連業の立地動向

1882年から97番で収録された大工 “Ah Why” は、88年からは185番、90年には184番でみられる。1883年に185番でみられる “Mow Chong” は、翌年から同じ前橋町通りの192番で収録されていた⁴⁹⁾。

このように移動しているケースが見受けられるが、これは中国人に限ったことではなく、欧米系の製造関連業者でもあてはまる。例えば1875～77年に収録された “T. Rose” は、後に113番へ移動している。114番で1881～84年に収録された造船業の “George Watt” は、翌年113番に、86年には108番で収録された。1883年に31番で収録された “Yokohama Sail and Rigging Company” は、翌年43番へ移動し、93年には161番でみられる。43番で立地していた1886～88年には、日本人や中国人の労働者を雇っていた。1881年に31番で収録された “E. Kildoyle” は、翌年から鉄工所 “Kildoyle & Co.” として161番でみられ、87年からは158、159、161番の3地番にまた

がって収録されている。ここでは “164 Japanese Workmen” と記載があり、164人の日本人労働者を雇用していたことが分かる⁵⁰⁾。

以上から、製造関連業は当該期間において、次第に堀川沿いに位置するようになっていった。1870年代にみられた旧横浜新田北側の中国人工や塗装工の記載が減少し、旧居留地、旧横浜新田に散在していた事業者が堀川沿いへ集積する傾向がみられる。中には規模を拡大していったものもあり、そこでは中国人や日本人の多くの労働者が雇用されていたことが Directory の記載からうかがえる。

IV. おわりに

～横浜居留地における土地利用の特性～

本研究では Directory の通時的分析から、各事業所の地番単位での立地特性について考察し、横浜居留地の空間構造の一端を解明することを試みるとともに、Directory の資料

としての有効性と限界を確認した。結果は以下のように要約される。

- 1) Directoryは居留地の事業者、事業内容、従業員名とその所在地を継続的に知うる資料である。しかしながら、刊行年や刊行者によりその編集方針に変化がみられるため、特に欧米系以外に関する情報と旧横浜新田内部の記載については注意を払い、検討していく必要がある。
- 2) 1868～1900年のDirectoryからみた横浜居留地は、貿易関連商社や各種商店をはじめ数多くの事業所が立地したが、大多数の継続年数は非常に短く、ひとつの地番における定着性が低く、移動が頻繁に行われていた。
- 3) 横浜居留地では用途地域的土地利用計画が、第三回地所規則にいたるまでほとんどされなかったため、当初からさまざまな土地利用が混在していた。その中で少数の、継続性のある比較的規模の大きな事業所の立地動向が、居留地内の機能地区分化に影響を与えていた。しかしながら、経年的にみると居留地内部には、依然として混在があり続けていた。

これまでの分析から、横浜居留地での事業所の立地の流動性が高いこと、定着性が低いことが指摘できた。当該期間において、居留地ではさまざまな土地利用が混在しており、その空間は複合的に構成されていた。しかしその中で、業種別にある程度の機能地区分化が進んでいった。すなわち、各種商店は本村通り沿いへと、製造関連業は荷物や貨物の取扱いの利便性から堀川沿いへと、同様に倉庫や作業所は新埋立居留地や堀川沿いへと、それぞれが集積し、機能的に分化していく傾向がみられた。貿易関連商社は、居留地全体に広く分布してはいたが、規模の大きな商社が多くみられたバンド周辺に事業所が集積する傾向があった。一方で、倉庫などを合わせもつ貿易関連商社では、貨物の取扱いの利便性

により、新埋立居留地での集積も少なからずみられた。このような機能地区分化を促進したのは、少数の、ある程度長期間、同一地番に継続的に立地した事業所であり、それらの立地が機能的分化の誘因となっていたと推察される。しかし分化傾向にあったとはいえ、各エリアはけっして均一的な空間ではなく、多様な業種が混在していた。個々の地番をみると、頻繁に土地利用が移り変わっており、居留地は複合的・重層的に構成されていたのである。このような複合的・重層的な空間を生み出した要因として、開港当初の計画性の欠如がある。横浜は近代都市として、他の都市への影響力を多分に保持していたものの、歴史的背景をもつ諸都市が持ち合わせていた権力者による身分制ゾーニングや明快な都市骨格がなく、最も活発に居留地を拡張していた開港当初の時期に、具体的な都市計画にもとづいて居留地を建設することはほとんどなかった。都市計画が行われる背景としての、横浜居留地における地所規則とその実施状況を概観すると、図12のように示される。横浜では1866年段階で、ようやく具体的な計画をもとに町づくりが始まったが、まもなく明治維新を迎えたため、居留地の整備拡大が本格化したのは明治に入ってからであった。土地の貸借については、山手居留地と新埋立居留地で競貸が行われたが、開港後10年近く過ぎたこの時期には、すでに旧居留地の多くの区画の土地利用はなされていたのである。このように幕末期に場当たりのといえるような居留地の整備拡張がなされたために、少なくとも当該期間に関しては、定着性が低く混在した状況になっていた。しかしながらこのような複合的・重層的な居留地空間の中でも、居留地の各事業所や居留地の外側に広がる日本人居住区に影響を受け、また明治期になって実行力をもち始めた地所規則による都市計画の成果により、緩やかに機能地区分化が進んでいったのである。

本研究では居留地での移動性の高さを指摘したもの、具体的事例の提示は紙幅の関係で示すことができなかった。またDirectoryには今回分析できていない、膨大な数の個人の情報が含まれている。居留地における人々の詳細な移動の分析を行うことで、より現実に近い居留地像を復原できると考える。例えば居留地全体に広がる“Private Residence”と注記された人々について解明することで、

当時の居留民の居住状況とその社会階層の一端が理解できると推測できる。またDirectoryにおいて記載の薄い旧横浜新田を中心とするエリアの実体、特に当時の居留地の中で人口の過半数を占めていた中国人に関する事象についての解明が必要である。これらの諸問題を今後の課題としたい。

(國學院大学・院)

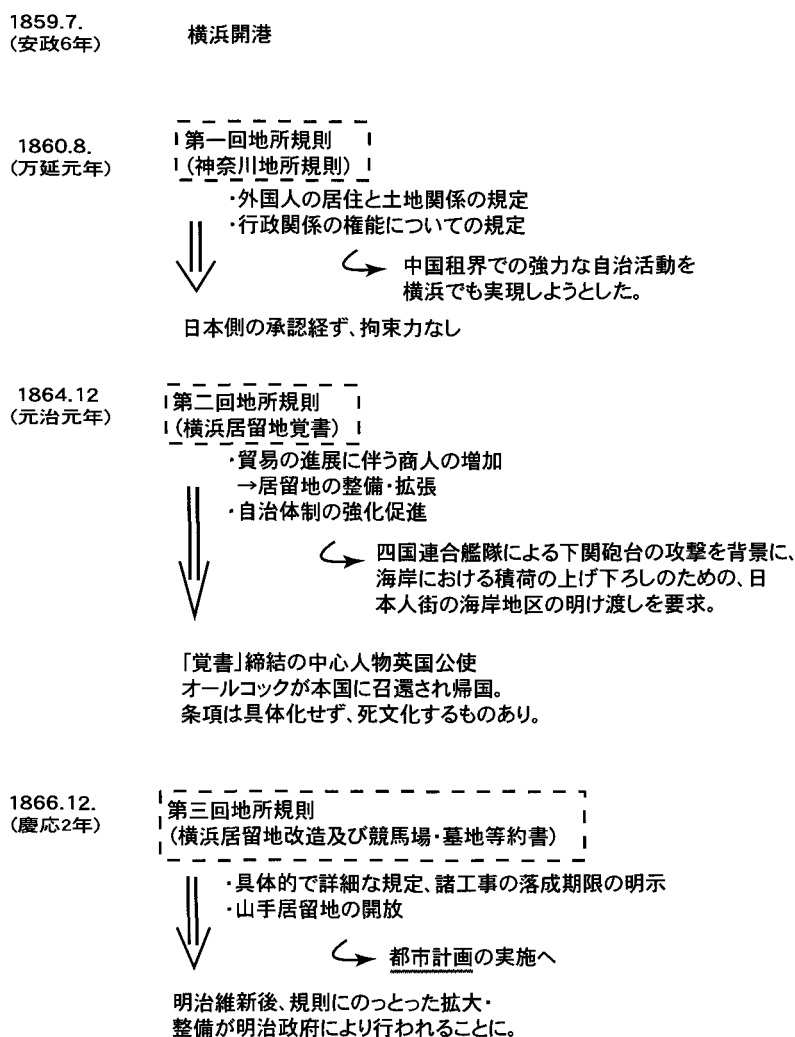


図12 横浜における地所規則の概要とその実施状況
(『横浜市史第2巻』『横浜市史第3巻上』を参考に筆者作成)

〔付記〕

本研究に対し、國學院大学文学部地理学教室の諸先生方、先輩諸氏には、数多くの有益な助言を賜りました。この場をお借りして御礼申し上げます。本研究は専修大学に1999年度提出した修士論文の一部に加筆・修正したものであり、その骨子は2001年度歴史地理学会紋別大会にて報告した。

〔注〕

- 1) 石井寛治『近代日本とイギリス資本』、東大出版会、1984。
- 2) 杉山伸也『明治維新とイギリス商人ートマス・グラバーの生涯』、岩波新書、1993。
- 3) 石塚裕道「ドッドウェル商会」（横浜居留地研究会編『横浜居留地の諸相』横浜開港資料館、1989）、72～79頁。
- 4) 向井晃「イリス商会」（横浜居留地研究会編『横浜居留地の諸相』横浜開港資料館、1989）、95～101頁。
- 5) 立脇和夫『在日外国銀行史』、日本経済評論社、1987。
- 6) 中山千代「Japan Directoryの研究（1）－洋服業形成資料として－」、文教大学女子短期大学部研究紀要22、1978、53～126頁。同「Japan Directoryの研究（2）－洋服業形成資料として－」、文教大学女子短期大学部研究紀要23、1979、10～21頁。
- 7) 澤護『横浜外国人居留地ホテル史』、白桃書房、2001。
- 8) 伊藤泉美「横浜居留地における中国人の印刷業」、印刷史研究6-1、2000、1～17頁。
- 9) 斎藤多喜夫「都市近郊搾乳場の経営－幕末・明治・大正期の横浜の事例から」横浜開港資料館紀要18、2000、1～66頁。
- 10) 麒麟麦酒株式会社『ビールと日本人』、三省堂、1984。このほか食文化を扱う草間俊郎『ヨコハマ洋食文化事始め』、雄山閣出版、1999などがある。
- 11) 山本邦夫・棚田真輔『居留外国人による横浜スポーツ草創史』、道と書院、1977。佐藤大祐「明治・大正期におけるヨットの伝播と受容基盤」、地理学評論76、2003、599～615頁。横浜山手・テニス発祥記念館編 鳴海正泰著『横浜山手公園物語－公園・テニス・ヒマラヤスギー』、有隣新書、2004など。
- 12) 伊藤泉美「横浜華僑社会の形成」、横浜開港資料館紀要9、1991、1～28頁。
- 13) 山下清海「横浜中華街在留中国人の生活様式」、人文地理31-4、1979、321～348頁。
- 14) 村田明久「外国人居留地の建設過程と計画手法に関する研究」、日本建築学会計画系論文報告書414、1990、89～101頁。同「外国人居留地の都市空間要素と構成比の比較考察」、日本都市計画学会学術研究論文集、1990、457～462頁。
- 15) 尹正淑「神戸居留地の都心への発達過程」、史林72-4、1989、74～109頁。
- 16) 横浜市企画調整局『港町・横浜の都市形成史』、横浜市、1981。
- 17) 藤岡ひろ子「外国人居留地の構造－横浜と神戸－」、歴史地理学157、1992、58～84頁。
- 18) 乙部純子「19世紀末の横浜外国人居留地の景観－「横浜真景一覧図絵」からみた土地利用状況－」、歴史地理学44-5、2002、22～37頁。
- 19) 立脇和夫「戦前期のジャパン・ディレクトリーについて」『JAPAN DIRECTORY 幕末明治在日外国人機関名鑑別巻』、ゆまに書房、1997、1～12頁。重久篤太郎「香港版『ディレクトリ』をたづねて」『明治文化と西洋人』、思文閣出版、1987（1979初出）、139～142頁。
- 20) 1888年の Japan Gazette 社の広告に以下のような内容が記載されている。“The greatest possible pains are taken in the compilation of this work, which has attained such reputation for accuracy that it is the indispensable desk companion of every mercantile man in Japan, and is to be found in all the hotels, and in most of the private houses of the foreign settlement. It is also supplied to the various departments of the Japanese Government, for use in their offices in the capital, the ports and the interior; and it is taken by the wealthy Chinese and native merchants of Yokohama and the other trading ports. Thus it offers unusually favorable inducements to advertisers,

as it is continually before the eyes of a numerous public of all classes and nationalities...”

- 21) 前掲5)。
- 22) 前掲6)。
- 23) 前掲8)。
- 24) 前掲7)。澤護『横浜居留地のフランス社会』、敬愛大学経済文化研究所、1998。
- 25) 前掲15)。
- 26) 横浜開港資料館『横浜もののはじめ考』、横浜開港資料館、1988。
- 27) 堀田暁生・西口忠編『大阪川口居留地の研究』、思文閣出版、1995。
- 28) 前掲17)。
- 29) 斎藤多喜夫「明治中期の横浜居留地—ジャパン・ディレクトリーから—」『JAPAN DIRECTORY 幕末明治在日外国人機関名鑑別巻』、ゆまに書房、1997、16頁。
- 30) 例えば Inn (イン) は一般的には宿泊施設とされるが、イギリスにおけるインは宿泊施設としてよりもむしろ居酒屋と解釈するほうが妥当であるため、分類は「飲食業」とした。(臼井昭『イン イギリスの宿屋のはなし』、駈々堂、1993。)
- 31) 日本の居留地では、土地所有権は日本にあり外国人に対し借地権のみを認めるものであった。ゆえにここでは「競売」ではなく「競貸」である。
- 32) NOTE として、According to a recent Regulation, a Change has been made in the following lots to correspond with the Japanese official numbers:-
No.166 will be known as No.185

167	"	"	186
168	"	"	187
169	"	"	188
170	"	"	189
171	"	"	190
172	"	"	191
173	"	"	192

と記載されている。
- 33) A. Gerardが経営する“Navy Water Works”は、1871~74年に169番に収録され、68~69年と75年以降は188番に収録される。70~74年に169番で収録されたいくつかの各種商店

は、72年に中国人22名が記載されている169番の A. Gerard 所有のビルディングのテナントとして収録されている。しかしこのビルディングは、1875年に188番で収録されている。当時の居留地の建造物の状況が判明するものとして、1870年のプラントンの居留地地図 “Plan of the settlement of Yokohama” (神奈川県立図書館所蔵)があるが、これによると169番より188番に多くの建造物があり、複数の土地利用がなされていたのは188番であるとみなされる。また1874年の記録によると、188番の借地人は A. Gerard となっている。1868、69、71、73、74年の Directory の発行地は香港で、1870、72年は横浜発行だが、72年の169番が誤記で旧地番が使われていた、と仮定すると、香港発行の73、74年の Directory が旧地番で収録した可能性が高い。

- 34) バンド (Bund) とは海岸沿いの地区を指し、上海や神戸にもみられる。横浜では1番から20番までをバンドという。
- 35) 前掲1) で取り上げられる巨大商社。本店を香港に置く。英一番館として知られる。
- 36) アメリカ系総合商社。居留地2番であるが、「アメリカ一番」として知られる。
- 37) 領事館の形態は画一的なものではなく、イギリスやアメリカ、ドイツ、フランス、中国のように組織的に運営されていた領事館とともに、居留人口の少ないロシア、ポルトガル、デンマークなどでは、貿易関連商社と兼務する場合や、他国の領事が兼任する領事館があった。
- 38) 1880年に名称変更するまでは “Kniffler & Co.” といった。
- 39) ドイツ系商社。日本絵入商人録に掲載されており、「横濱赤門七拾番」と記されている。
- 40) 日本絵入商人録に掲載されているイギリス系商社。
- 41) 旧条約のもとでは、外商に対し内地通商権を認めておらず、輸出品の売込商や輸入品の引取商などの横浜の内商と取り引きするほかなかった。外商が望んでも荷主から直接購入できない体制が作られていた (横浜開港資料館編『図説横浜外国人居留地』、有

隣堂, 1998, 36頁)。

- 42) 幕末期には特別な才能をもたない「何でも屋」のような外国人が多く来日していたという(斎藤多喜夫「幕末期横浜居留地の社会構成と居留地像をめぐって」横浜居留地研究会編『横浜居留地の諸相』, 横浜開港資料館, 1989, 14~30頁)。また, アーネスト・サトウ(坂田精一訳)『一外交官の見た明治維新(上)』, 岩波文庫, 1960, 24頁にある, 「イギリスの某外交官が当時の横浜在住の外国人社会をくヨーロッパの掃き溜め」と称した」という記述は有名である。
- 43) しかしすべてがその時点で営業を停止したのではなく, 先述したように Directory の編者により意図的に記載されなかった場合も考えられる。また別の場所に移動して営業を継続しているケースも多くみられる。この移動の動向については, 別稿を準備中である。
- 44) 1853年にインドのボンベイで設立された英系植民地銀行で1863年に横浜に進出した。競争の激化で次第に経営が悪化し, 1885年に撤退した(前掲5)より)。
- 45) 1853年にロンドンで設立され, 58年に開業した, 英系銀行(前掲5)より)。
- 46) 1865年に香港で設立され, 翌年には横浜に進出した(前掲5)より)。
- 47) 前掲7)によると, ホテルにおいても掲載年数の短いものが大半を占めており, それらは1~2年 Directory に記載があっても, 実際にはもっと短い営業期間がある場合が多いという。
- 48) 借地料についても考慮すべきであるが, 横浜居留地では借地料は均一(百坪当たり27ドル97セント428)であった。又貸しも多く行われていたが, 詳細については不明であり, 今後の課題である。
- 49) Directory で“Mow Chong”が記載されるのは1883年からであるが, メキシコ人天体観測隊ディアス・コバルピアスの記録によると, 74年に“Mow Cheong”という腕のいい勤勉な中国人職人に観測所の設営を依頼していることが記録されている(フランシスコ・ディアス・コバルピアス著, 大垣貴志郎・板東省次訳『ディアス・コバルピアス日本旅行記』, 雄松堂出版, 1983, 47頁による)。綴りが若干異なるが, この程度の違いは Directory には散見されるものであるため, “Mow Chong”は Directory の記載よりも早い時期に横浜にいたものの, 編者の意向により記載されなかった, と推測できる。
- 50) 1882年は30 Japanese, 83年60人, 84年70人, 85年108人, 86年122人, そして87年に164人と, 年々雇用規模を拡大していった様子がわかる。

The Characteristics of Sites for Foreign Companies in Yokohama during
the Open Port Period, 1868-1900:
Based on Directory

OTOBE Junko

The purpose of this research is clarifying the formation process and space structure of the Yokohama foreign settlement by chronologically analyzing the land use information and resident information during 1868 to 1900 in an English yearbook called Directory. Previous studies have analyzed only the static process of change in land use, whereas this study tries to clarify the dynamic process.

As a result of analysis the following things have become apparent. First, the Directory gives information about people in the settlement and the land use chronologically. However, its editing policy varies from year to year. Therefore the information of non-Occidental elements and that of former Yokohama Shinden (Yokohama Newly Reclaimed Rice Field) have to be carefully analyzed. Second, although many business places, including stores and trading companies, were located in the Yokohama settlement, most of them were located for a short time and they were often moved to other areas of the settlement. Third, since in the Yokohama settlement the use of land had not been systematically planned in accordance with the conditions of location, the various ways of land use were intermingled with the location trend of a few business places which had been located there for a long time affected the functional division of the settlement. Although the functional division was emphasized too much in preceeding studies, it has become clear that the land use for different purposes was intermingled inside the settlement.

However, in the Directory a large amount of personal information is included which has not been analyzed in this study. By analyzing the movement of people in the settlement, it will be possible to make a diagram of the settlement. For example, by delving into people with an explanatory note "Private Residence" in the Directory, the living condition of people and their social status will be partly clarified. Furthermore, two things should be probed, namely the real image of the areas such as former Yokohama Shinden, whose information is not given sufficiently in the Directory, and a social phenomenon concerning Chinese people, who are the majority in the settlement.

Key words: Yokohama, Foreigner Settlement, Directory, landuse, Meiji era